

大山崎町公契約大綱の策定を求める決議

大山崎町は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えていく必要があります。そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、町民のみならず、大山崎町の公契約に係る皆さんに分かりやすく示す必要があると考え、これまでの大山崎町における入札制度改革の経緯を踏まえ、建設工事等を中心として、社会経済情勢に即応して柔軟に継続的に見直していくことを目的として「大山崎町公契約大綱」の策定を求めます。

(注) この大綱において「公契約」とは、大山崎町の代金支払いの原因となる大山崎町が締結する契約とします。

以上、決議する。

平成31年3月22日

大山崎町議会

大山崎町公契約大綱（案）

大山崎町は、公契約発注者としての立場から「透明で公正な競争の促進」、「地域経済への配慮」及び「安心、安全の確保」、「適正な労働条件の確保」、「適正で良好な施工による品質の確保」を基本とする入札契約制度を構築し運用することで公共調達に求められる社会的要請に応えていく必要があります。

この公契約大綱はこのような観点から大山崎町における公契約の基本理念を明確にするとともに発注者として主体的に取り組む具体的な内容をコミットメントするものであり、また、今後社会的情勢に即応して柔軟に且つ迅速に内容を見直していくこととします。

1、目的

この大綱に基づき大山崎町が発注する工事又は役務等についての請負契約及び大山崎町が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等(以下、「公契約」という。)の適正化を行うことにより、公契約に対する納税者たる町民の信頼を確保し、地域経済の健全な発展と地域福祉の増進及び地域における安心・安全の確保に努めることとします。

2、基本方針

透明で公正な競争のもとで公共調達を実施し、地域経済の健全な発展と地域における安心・安全の確保及び地域福祉の増進を実現するために次の事項を公契約の基本とします。

- 1、公正な競争並びに品質及び価格の適正が確保されること。
- 2、入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスが確保されること。
- 3、地域における雇用及び地域経済の活性化に配慮した発注を基本とすること。
- 4、災害発生時等における初期対応など地域の安心・安全への貢献を考慮した発注を基本とすること。
- 5、技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の育成を考慮すること。
- 6、適正な労働条件及び労働環境に配慮した発注を基本とすること。
- 7、談合その他の不正行為及び反社会的勢力の関与を排除すること。

3、町が取り組むべき内容

前述の基本方針に基づき、公契約の適正化を図るため次の取り組みを進めます。

1、公正な競争の確保

- 1) 一般競争入札を基本として公正で透明な入札の実施
- 2) 情報の漏えいの防止など万全のコンプライアンス対策の実施
- 3) 談合その他の不正行為の排除
- 4) 反社会的勢力の関与の排除
- 5) 最低制限価格算定基準の継続的な見直し等により、過度の低価格競争への対応の強化

2、地域経済の活性化と優良企業の育成の促進

- 1) 技術的要因等の正当な事由がある場合を除き、原則として町内に本店または支店または営業所等を有する企業(=町内業者と称する)への発注を優先する
- 2) 下請負人等または主たる調達先が町内企業とする発注を優先する
- 3) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の育成と評価の実施
- 4) 災害発生時等における対応など地域の安心・安全に貢献する企業への発注を優先する
- 5) 「大山崎町暴力団排除条例」に基づき、公契約から反社会的勢力の関与を排除する
- 6) 建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて不良不適格業者の参画を排除

3、下請負人等へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- 1) 労働社会保険法令等の遵守の徹底
- 2) 建設工事の入札参加資格審査と工事完了検査において労働環境確保のための厳格なチェックの実施
- 3) 特殊で専門的な工事を除き、重層的な下請け構造の改善を促進する

4、事業活動における社会貢献の評価

- 1) 障がい者、高齢者等の積極的な社会参画に貢献する発注の促進
- 2) 町内における地域コミュニティの活性化に寄与する発注の促進
- 3) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価の実施

4、公契約の相手方に求める内容

前述の基本方針を踏まえ、関係法令を遵守し、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むことを求めます。

1、事業活動における社会貢献の実施

- 1) 災害発生時等における初期対応など地域の安心・安全活動への参画と協働
- 2) 障がい者、高齢者等の積極的な雇用または事業への関与の機会の創出
- 3) 事業活動に伴う環境負荷の低減

2、下請負人等へのしわ寄せの防止と適切な労働条件と労働環境の確保

- 1) 労働社会保険法令等の遵守の徹底
- 2) 契約履行に係る誓約書の提出
- 3) 施行体系図及び施工体制台帳の提出
- 4) 下請負人等への指導、情報共有の徹底
- 5) 不適正事案への調査協力
- 6) 下請重層化の抑制